

日程(10)に於て、声明書(後掲A参照)朗讀、
満場一致可決。

(11)に於ては、具体的方法も亦く且つ相当審議
の要あり、付可決したる上、実行方法は中央委
員に一任したる旨報告し、満場之を承認。

(7)には賛成あるも無制限説は不賛成に付き一
事業年度を通し百八十日と改められたる旨報
告あり、満場一致之を可決した。

(6)(5)二件一括して委員長より委員會に於て作
製せる決議書を朗讀、之を可決した。(後掲B参照)
宣言、聯盟の宣言を朗讀し、満場拍手して之
を可決した。(後掲C参照)

14 最低賃金制確立の件(海工會提案)

満場一致可決、尚左記の如く附帯決議した。

「當局に於て我等の肯定し得る生計調査を直
ちに断行すべし」

15 団体交渉権獲得の件(工條會提案)

満場一致可決、実行方法は中央委員に一任。

16 八時間労働制実施促進に於ける件(工條會提案)

17 大正十四年度決算(本部提案)

異議なく承認した。

18 大正十五年度予算報告(本部提案)

異議なく承認。

19 第四回聯盟會議開催地の件(本部提案)